

# 身体拘束適正化検討委員会設置規程

株式会社 KAWAII MIREII

## 1. 設置の目的

第1条 本規定は法人名の事業所における身体拘束の適正化とその適切な対応の推進に努め、「身体拘束ゼロ」を目指して取り組むことを目的とする。

## 2. 委員会の検討、調整事項

第2条 委員会の検討内容は次のとおりとする。

- (1) 身体拘束等の発生ごとの状況、背景等の把握と事例の集計、分析に関するここと。
- (2) 身体拘束等の発生ごとの、当該事例の適正性と適正化策についての検討案に関するここと。
- (3) 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。
- (4) 身体拘束適正化の為の指針の整備、周知に関するここと。

## 3. 委員会の構成

第2条 委員会の構成は、次の職にあるもので構成する。

- (1) 法人代表千頭真美
- (2) 管理者・児童発達支援管理責任者千頭真美
- (3) 直接処遇職員畠中千景・伊井清乃

## 4. 委員会の議長

第4条 委員会の議長は次のとおりとする。

- (1) 委員会の議長は、管理者が行う。
- (2) 議長が出席できない場合は、あらかじめ議長が指名した委員が代行する。

## 5. 委員会の開催

第5条 委員会の開催は、定例委員会及び臨時委員会とする。

- (1) 定例委員会は、原則3か月毎に開催するものとする。
- (2) 臨時委員会は必要に応じて随時開催するものとする。

## 6. 委員会の責務

第7条 委員会の責務は次の通りとする。

- (1) 委員会は、身体拘束適正化の為の知識を共有する為、1年に1回、研修の実施等により周知し、事業所内部・自宅での身体拘束のない環境づくりを目指さなければならない。
- (2) 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の中で身体拘束適正化につながるような支援内容の改善・環境づくりに努めることとする。
- (3) 委員会は、利用者家族とも連携をとりあう事により、身体拘束的適正化の為の対応・対策及び改善を図るものとする。

## 7. その他

この委員会の運営に関し、この規程に定めのない事項について必要な事項が生じた場合は、管理者が別に定める。

(附則)

この規程は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。